

●平成24年度 監査テーマ 公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【1】全般的指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H26.4現在)
8	保有形態と整合した貸付手続を実施すべき 〔報告書27ページ〕	財産区から市(所管課:子育て支援室)が賃借している土地について、市の行政財産ではないにも関わらず、第三者に使用を許可しているものがあつた。 使用を許可するにあたっては、市の行政財産であるか、賃借物件であるか等、実態に整合した適切な手続を採用すべきであり、現在使用を許可している土地については、早急に土地所有者である財産区の了解を受け、合意文書を作成するなど、実態に応じた対応が求められる。	子ども青少年部	財産区と協議を行い、平成25年4月以降の土地使用許可に係る手続を財産区で行うよう合意した。また、平成25年3月31日以前の土地使用に係る関係を整理し、確認書の交換を行った。
10	不法占拠されている道路については、継続した指導を行うとともに、法的措置も視野に入れ、交渉スケジュールを設定の上、解消に向けた取り組みをすべき 〔報告書31ページ〕	現在、不法占拠されている道路については、それぞれ複雑な背景があり、解消が容易ではないとのことである。 解消に向けた指導開始から5年経過しているもの、解消の目処が立たないものについては、法的措置を行う上で検討が必要な事項の整理を具体的に行い、法的措置のメリット・デメリットを見極めた上で、不法占拠を解消するための計画を立案し、解決に向けた具体的な行動を行うべきである。 なお、法的措置を行う上で検討が必要な事項の整理を具体的に行うにあたり、所管課のみでの対応が困難であれば、法的な側面から所管課を支援する体制を整備する必要がある。	土木部	事案ごとに対応が異なるが、今後は一定改善の見られない事案に対しては法的措置も含めた方針を定め対応していく。 個別事例(20)の事案に対しては、「市有地における不法占拠物件への対応について(方針)」(平成25年7月11日決裁)にて方針決定した。
13	公有財産の現状把握を確実に行うべき (報告書32ページ)	公有財産の現状把握は確実にを行う必要があるが、十分にはなされていないと思われる事例があつた。現状把握のための効果的な現地訪問のタイミング、頻度等は財産取扱主任業務マニュアル(意見No.5参照)に織り込むべきである。なお、集会施設の用途として自治会等に貸し付けている土地についても保全義務は借受人にあるとしても、当該義務の履行状況の把握等の観点から同様の対応を図るべきである。	市民安全部	履行状況管理表にもとづき集会所用地の保全状態を定期的に確認。平成25年度は8カ所の現地調査を行い、正しく履行されていることを確認した。毎年9月・10月を重点確認期間に設定し、エリア別に集中的に現地確認を行うなど、5年間で全集会所用地の確認が完了できるよう計画的に実施する。

【2】個別的事項(現地調査案件)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H26.4現在)
23	<(20) 市管理道路について> 引き続き解決に向けた指導を行い、改善の見込みがない場合には、法的措置を含めた検討を行っていくべき 〔報告書81ページ〕	路上での屋台営業への対応については全国的にも苦慮しているところであるが、警察、保健所等の他機関とも連携して、指導を行い、改善の見込みがない場合には、法的措置を含めた検討も行っていくべきである。所管課のみでの対応が困難であれば、法的な側面から所管課を支援する体制を整備する必要がある。	土木部	法的措置も視野に入れ、警察、保健所との共同した指導も含め、撤去期限を切った強い指導を行った結果、平成25年8月に1軒、12月末に2軒の屋台が自主撤去を完了した(全屋台撤去)。 平成26年3月には撤去後の舗装補修、不法占拠・放置自転車等の対策としてプランターの設置を行った。